



平成 29 年 2 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社オウチーノ
代表者名 代表取締役社長兼 CEO 井端 純一
(コード番号：6084 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員 CFO 村田 吉隆
(TEL. 03-5402-6887)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 29 年 3 月 29 日開催予定の当社第 14 回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- ① 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第 2 条(目的)につきまして、事業目的を追加するものであります。
- ② 将来の機動的な資本政策のため、現行定款第 6 条(発行可能株式総数)について、発行可能株式総数を変更するものであります。
- ③ 経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制構築及び経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第 20 条(代表取締役および役付取締役)第 2 項について、取締役役に役付取締役として、新たに取締役会長を定めることができる旨を追加するものであります。
- ④ 適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第 427 条第 1 項の責任限定契約に関する規定に基づき、現行定款第 22 条(取締役の責任免除)第 2 項の変更を行うものであります。なお、この規定の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 29 年 3 月 29 日
定款変更の効力発生日 平成 29 年 3 月 29 日

この定款の一部変更は、株主総会において承認可決された時点から効力を生じます。

以上

別 紙

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. <u>インターネットを利用した情報提供サービス業</u> 2. <u>インターネットを利用するための接続サービス業</u> 3. <u>インターネットを利用するための接続に関するコンサルティング業</u> 4. <u>コンピュータ利用による情報処理サービス</u> 5. <u>インターネットのホームページの企画・立案</u> 6. <u>コンピュータソフトウェアの開発および販売</u> 7. <u>ニューメディアに関するシステム開発および販売</u> 8. <u>雑誌・パンフレット等紙メディアを利用した情報提供サービス業</u> 9. <u>広告代理業</u> 10. <u>イベントの企画・立案・制作</u> 11. <u>広告に関する市場調査業務</u> 12. <u>印刷業・出版業</u> 13. <u>知的財産権（著作権・商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理</u> 14. <u>講演会、セミナー等の企画・制作・運営</u> 15. <u>レコード・録音テープ・ビデオテープ・光学式ディスク・映画等の企画、制作、および輸出入</u>	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする 1. <u>インターネットを利用した各種情報提供サービス及び情報処理サービス</u> 2. <u>インターネットによるホームページの企画、制作及び運営、開発、設計、製造、販売、使用許諾、保守、管理、輸出入およびこれらの仲介業</u> 3. <u>コンピューター、通信システム、その周辺機器並びにソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用及びその代理業</u> 4. <u>広告事業</u> 5. <u>広告代理業</u> 6. <u>印刷事業</u> 7. <u>出版事業</u> 8. <u>イベント（セミナー・講演会等）の企画、立案、制作、運営</u> 9. <u>市場調査に関する業務</u> 10. <u>知的財産権（著作権・商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理</u> 11. <u>キャラクター商品の企画、開発及び著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡並びにこれらの仲介、代理業</u> 12. <u>経営コンサルティング業務</u> 13. <u>金融業</u> 14. <u>投資業</u> 15. <u>コールセンターによる各種情報サービス業</u>



現行定款	変更案
16. <u>経営コンサルティング業務</u>	16. <u>損害保険代理業務および生命保険の募集に関する業務・締結の媒介に関する業務</u>
17. <u>損害保険代理業務および生命保険の募集に関する業務・締結の媒介に関する業務</u>	17. <u>古物売買並びにその仲介およびその受託販売</u>
18. <u>有価証券の保有および運用</u>	18. <u>衣料品、装身具、装飾品、日用雑貨、衣料雑貨、服飾雑貨、洋品雑貨、装飾雑貨、室内装飾品、備品等の賃貸、販売、輸出入及び仲介</u>
19. <u>不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸、交換管理およびその代理・仲介業</u>	19. <u>不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸、交換管理およびその代理・仲介業</u>
20. <u>リフォーム住宅工事・建築・土木・解体工事の企画・設計・施工・請負・管理およびこれらに関するコンサルティング業</u>	20. <u>リフォーム住宅工事・建築・土木・解体工事の企画・設計・施工・請負・管理並びにこれらの仲介、コンサルティング業</u>
21. <u>不動産の調査業務および不動産に関するコンサルティング調査</u>	21. <u>不動産の調査業務、コンサルティング調査、鑑定業</u>
22. <u>衣料品・日用雑貨の企画・製造・輸出入および販売</u>	22. <u>旅行業法に基づく旅行業</u>
(新設)	23. <u>旅行代理店業</u>
23. (条文省略)	24. (現行定款23通り)
24. (条文省略)	25. (現行定款24通り)
第3条～第5条 (省略)	第3条～第5条 (現行通り)
(発行可能株式総数)	(発行可能株式総数)
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>4,400,000株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>9,276,400株</u> とする。
第7条～第19条 (省略)	第7条～第19条 (現行通り)
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第20条 (条文省略)	第20条 (条文省略)
2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。	2 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、 <u>取締役会長</u> 、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。
第21条 (省略)	第21条 (現行通り)



現行定款	変更案
(取締役の責任免除) 第 22 条 (条文省略) 2 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(取締役の責任免除) 第 22 条 (現行通り) 2 当社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く)</u>との間で、会社法第 4 2 3 条第 1 項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。